

第2回 向日市手話言語条例検討委員会 議事要点録

【日時】平成28年8月4日（木） 午後7時00分から9時00分まで

【場所】向日市役所 3階 大会議室

【出席者】（委員）

拾井委員（委員長）、植田委員（副委員長）、吉田委員、狩野委員、小森委員、櫻田委員
伊藤委員、宮川生子委員、宮川優子委員、野田委員

（事務局）

障がい者支援課：水上副部長、長谷川課長、岩谷係長、山中主査

（手話通訳）

宮川主査、鎌田囑託

（傍聴者）

5名

【内容】

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）向日市手話言語条例の内容について【資料1】【資料2】

（2）向日市手話言語条例の名称について【資料3】

4 その他

【概要】

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）向日市手話言語条例の内容について

《意見の要旨》

＜委員＞推進方針の取組状況を確認する会議を条例に入れたらよいと思う。他に、聞こえない子どもをもつ親の相談体制、学校での手話、これから手話を獲得していこうと考える人に対する支援の方法などを条例に盛り込んだらよいと考える。前文の冒頭に「向日市は～」といった文言を入れ、向日市の歴史と絡めてアピールできればと思う。

＜委員＞手話には歴史があり、大事にしていきたい。私たちも若いときに高齢の方に手話を学んだ。手話も同じように昔の手話を皆で継承して行って広げていくことが大切である。

＜委員＞テレビに手話通訳がつくことを期待している。声と同じように手話も合わせてテレビで行うことは、手話が広がることにもつながると思う。薬局で薬の説明を受けるとき、銀行での相談や諸

手続きを行うときなどほとんどが筆談になり、意思が通じ合うまでにかなり時間がかかる。そのような場面で、例えばタブレットなどの遠隔で手話通訳者とつながるような形になればよいと思う。

<委員>口話教育がどういった教育であるのか、そしてなぜ禁止になったのか。啓発の方法として、多くの人が目につくところにポスター掲示などできないか。店などでは、手話ができないならば常に筆記して伝えるシステムをつくっていくことも必要では。

<委員>前文8～10行目はなくてもよいと思う。学校の教育については法律で決まっており、市の範疇を超えている。学校教育法等で学習指導要領というものが決められて学校は動いており、そこに学校でしなければならないことを条文で細かく入れることは難しい。言語もたくさんあり、手話だけでないため、おおまかに言語として扱うのはどうか。

<委員>私は他市でも検討委員をしていたが、前文が一番大事であると思う。その後の部分は色々変えていくことができると思う。難聴者のための要約筆記や字幕などはコミュニケーション法として扱っていくべきであり、手話とははっきりと分けるべきである。私は子どもたちが教育の場面での手話の獲得の機会についてははっきりと載せればよい。

<委員>ろう教育の場面で、口話教育によって手話が禁止されたということは、その当時の教育を批判しているというわけではなく、歴史としてそのようなことがあったという消すことができないもので、市として手が出せる範疇ではないというのではなく、逆に市として手を出して、前文に載せることにこだわってほしい。

<委員>ろう者と限定するのではなく、ろう者プラス難聴者、またはろう者以外の方として併記して全ての人を含める方がよいと思う。子どもの教育のこと、手話教室のこと、災害のことなど具体的な部分を細かく施策として盛り込んでほしい。

<委員>条例案、施策は大きい骨子のような方針でよいのか、細かな部分まで踏み込んでいくのか。

<委員長>現在出ている他市の条例でも多少の差があるが、条例の中にすべて施策が組み込まれているということはない。具体施策をすべて組み込むことは非常に難しく、改正する時も大変なことになる。法律でも大きな部分があって、細かな部分は施行令、施行規則という形で設けているのが一般的な形である。向日市としてどのレベルの条例を考えているのか、事務局より意見をもらいたい。

<事務局>今回は市の大きな方向性を出すものであると考える。細かな施策は、この条例の理念、方針に則って、時代の流れやニーズに合わせて検討していければと考えている。

<委員>最後の部分に、3年後に見直しをするという点を盛り込んでほしい。

<委員>何年後というより、点検を行うようなPDCAサイクルの視点の方がよいのではないか。

<委員長>点検といった項目を入れていくのもよいかと思うし、福祉計画などでは進捗管理で何年後に見直しといった内容を入れることはある。どちらを入れていくのかは事務局と皆さんの意見との調整でよいのではと思う。

委員長より論点整理があり、

- ・「ろう者」という文言を使用するのか、異なる文言をつかっていくのか
- ・前文に口話教育の歴史をもちこむか、否か。
- ・向日市らしさを出すために、前文の冒頭に向日市を出していくか、否か。
- ・施策の進め方、点検に関して。
- ・どのレベルまでの具体的な条例を策定するのか。教育に関する問題を条例にもりこむか、若しくは

施策の推進に委ねるのか。

- ・市民とは、事業者とは、という文言の定義をもりこむか、否か。
- という点に関して事務局で整理して、次回検討する。

(2) 向日市手話言語条例の名称について

前日までに委員から出た案を提示。

- ①市民のみなさんにふれあいを深めていく向日市手話言語条例
- ②向日市民の輪（環境）を広める向日市手話言語条例
- ③向日市みんなの心をつなぐ手話言語条例
- ④向日市こころのふれあう手話言語条例
- ⑤向日市手で語ろう手話言語条例
- ⑥向日市明るい心つなぐ手話言語条例
- ⑦向日市人々と共に生き続ける手話言語条例
- ⑧古都のむこう 魅力のふるさと向日市手話言語条例
- ⑨7.72 ふるさとむこう 向日市手話言語条例
- ⑩ふるさとふれあい向日市手話言語条例
- ⑪竹の郷あなたとわたしの向日市手話言語条例
- ⑫向日市手話の理解と関心を深める手話条例
- ⑬向日市市民の個性や人権尊重の手話条例
- ⑭向日市「手話は言語」の理解と広がりの手話条例
- ⑮向日みゆにけーしょん豊かなコミ手話条例

<委員から出た意見>

- ・かたい言葉は必要ない。やわらかく親しみやすいものがよい。
- ・共生という言葉はしっくりこない。共に生きるの方がよい。
- ・他市の条例をみていると、だいたい似ている名称になっている。みなさんと心をつなぎたいという想いを込めたい。
- ・向日市らしさもよいが、みんなとふれあうという観点を入れていきたい。

<委員長>次回までに事務局において3～4つに絞った案の準備をお願いしたい。キーワードは、「心豊か」「ふれあいを深める」「安心」「安全」「健康」「共に生きる」「生き続ける」「古都のむこう」「心をつなぐ」「向日市ふるさとを愛する」「ふれあう」など、お付き合いが広がっていくイメージで検討していく。

(6) 今後のスケジュールについて

次回、第3回の開催日程は8月18日（木）19：00～に決定。